

# 滋賀労働



滋賀県労働広報紙

647号  
2018

## 滋賀県最低賃金の改正決定について

### 26円引き上げて、時間額839円に

平成30年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、**時間額839円**に改正決定されます。

効力の発生效力は、平成30年10月1日です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

#### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室	TEL：077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL：077-522-6616
彦根労働基準監督署	TEL：0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL：0748-22-0394



## 11月15日は「滋賀県産業安全の日」

(無災害運動期間 11月1日~30日)

平成29年に滋賀県内で労働災害により死亡した労働者は9人と前年から大きく減少し、休業4日以上死傷災害も1,342人と23年ぶりに5年連続で減少したものの、第12次労働災害防止推進計画における平成29年までに死傷災害を1,250人以下にするという目標を達成することはできませんでした。

平成30年度からは、第13次労働災害防止推進計画を展開し、各種対策を推進することとしています。

滋賀労働局では、県内の各事業場における、安全衛生活動の実効性、労働災害防止に向けた機運を向上させるため、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、各事業場への参加を幅広く呼び掛けています。

無災害運動の詳細や参加申込方法等については、滋賀労働局ホームページに掲載しています。

滋賀労働局 滋賀県産業安全の日

#### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL：077-522-6650

#### 目次

- 表紙 滋賀県最低賃金の改正決定  
11月15日は「滋賀県産業安全の日」
- P2 働き方改革関連法が成立
- P3 中小企業・小規模事業者向け支援策についての相談はこちらへ  
ハラスメント対応特別相談窓口を開設しています！
- P4 障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について
- P5 「障害者雇用セミナー&しごとサポーター養成講座」のご案内  
ジョブ・カード制度と人材開発支援助成金(有機実習型訓練)説明会
- P6 滋賀県イクボスプロジェクト  
くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得しませんか？  
ご存じですか？「ユースメール認定制度」
- P7 新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ  
内職求人情報の募集について
- P8 滋賀県ちいさな企業応援月間  
「滋賀労働局雇用保険電子申請事務センター」設置
- P9 中小企業の事業活動を担う人材育成について  
ポリテクセンター滋賀を活用した社員教育で生産性UP！！
- P10 労働委員会だより雇用のトラブルまず「相談」！次に「あっせん」を！
- P11 労働相談Q&A「就業規則について」
- P12 労務管理セミナーのご案内  
平成30年度滋賀地方安全衛生大会のお知らせ

10月1日~7日は全国労働衛生週間です

## 「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

厚生労働省

# 働き方改革関連法が成立しました。

## 1. 労働時間法制の見直し（労働基準法、労働時間等設定改善法の改正）

①	残業時間の上限を規制します
②	「勤務間インターバル」制度の導入を促します
③	1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます
④	月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます（25%→ <u>50%</u> ） ▶ 中小企業で働く人にも適用（大企業は2010年度～）
⑤	労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます ▶ 働く人の健康管理を徹底 ▶ 管理職、裁量労働制適用者も対象
⑥	「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します ▶ 労働時間の調整が可能な期間（清算期間）を延長（1か月→ <u>3か月</u> ） ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく
⑦	専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である 「高度プロフェSSIONAL制度」を新設し、選択できるようにします ▶ 前提として、働く人の健康を守る措置を義務化（罰則つき） ▶ 対象を限定（一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象）

**施行期日 2019年4月1日**

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引き上げの適用は2023年4月1日

## 2. パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正

### ①不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

#### 均衡待遇規定

（不合理な待遇差の禁止）



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します  
①職務内容※、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

#### 均等待遇規定

（差別的取扱いの禁止）



下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します  
①職務内容※、②職務内容・配置の変更の範囲  
※ 職務内容とは、業務の内容＋責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

- （1）派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- （2）一定の要件を満たす労使協定による待遇

### ②労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

### ③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

**施行期日 2020年4月1日**

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日

（注）パートタイム労働法は有期雇用労働者も法の対象に含まれることになり、法律の略称も「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。

#### 【お問い合わせ先】

- 1 については滋賀労働局労働基準部監督課 TEL：077-522-6649
- 2 については滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

## 中小企業・小規模事業主向け支援策についての相談はこちらへ

働き方改革や人手不足、人材育成について、どうすべきか悩んでいませんか？  
以下の窓口へ、お気軽にご相談ください。各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

### 相談窓口①：滋賀働き方改革推進支援センター

- 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（滋賀県社会保険労務士会内）

E-mail：hatarakikata-shigasr@dream.jp

TEL：0120-3760-20

### 相談窓口②：滋賀県よろず支援拠点

- 生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。
- 経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。

大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階（公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内）

TEL：077-511-1425

### 相談窓口③：生産性向上人材育成支援センター

- 人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

大津市光が丘町3-13（ポリテクセンター滋賀内）

TEL：077-537-1176

滋賀労働局雇用環境・均等室では、

## ハラスメント対応特別相談窓口を開設しています！

平成30年4月2日(月)～平成30年12月28日(金)

### 働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。



妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワーハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする「不利益取扱い」及び「ハラスメント」とは	パワーハラスメント（パワーハラ）とは
職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。 また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

### 滋賀労働局雇用環境・均等室 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間： 8時30分～17時15分

T E L： 077-523-1190（来室によるご相談の場合はできるだけ事前にご予約ください）

住 所： 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階

## 平成30年度障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、毎年9月の障害者雇用支援月間に、障害者雇用優良事業所および優秀勤労障害者等の表彰を実施しています。

今年度は、9月3日に滋賀県公館で開催し、次の方々が受賞されました。

(敬称略・順不同)

### ■ 滋賀県知事表彰

#### (1) 障害者雇用優良事業所

社会福祉法人ゆたか会  
トヨタ紡織滋賀株式会社  
川相商事株式会社滋賀支社

#### (2) 優秀勤労障害者 (氏名 / 勤務先)

藤野 靖彦 / 株式会社精土	川村 武志 / 国立大学法人滋賀医科大学
樋口 和子 / 丸伊製陶株式会社	中川 仁一 / 株式会社イシダ滋賀事業所
富江 喜宣 / 明山陶業株式会社	石山 薫 / 株式会社イシダ滋賀事業所
村上 知奈 / 社会福祉法人八起会 特別養護老人ホームあぼし	大槻 雄也 / 社会福祉法人唐橋福祉会 大津あいあい保育園
堤 志士 / 株式会社村田製作所八日市事業所	中島 洋 / 宮川バネ工業株式会社
桐畑 小弓 / 株式会社村田製作所八日市事業所	他2名

#### (3) チャレンジドWORK推進事業所

株式会社木元産業  
古河AS株式会社  
社会福祉法人幸寿会  
株式会社安土建築工房

### ■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

#### 優秀勤労障害者 (氏名 / 勤務先)

松田 道大 / 島津プレジジョンテクノロジー株式会社  
谷口 覚 / YK製作所  
藤本 恭平 / 株式会社ロハス長浜ウッディバル余呉  
小寺 修司 / 株式会社ダイフク滋賀事業所  
奥村 有理 / 株式会社ダイフク滋賀事業所  
他1名

#### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL: 077-528-3758  
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部  
高齢・障害者業務課 TEL: 077-537-1214

## 住まいのことなら何でもご相談ください

広告



安心と信頼の50周年

滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、  
**安心と信頼**が違います。  
おかげ様で50周年を迎えることができました。

- ・分譲地の開発・販売
- ・建物のプランから建築
- ・不動産の仲介
- ・リフォーム&サポート

滋賀県知事(13)631号

滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/> 滋賀住宅生協 検索

定休日/火・水・祝

## 「障害者雇用セミナー & しごとサポーター養成講座」のご案内

基礎的な知識から支援機関の活用方法など障害者の雇用のポイントをお伝えするセミナーです。精神・発達障害のある方を正しい理解と知識を持って、見守り・支援していただける方を養成する「しごとサポーター養成講座」もあわせて受講できます。

人事・労務管理等のご担当者など、関心のある方はお気軽にご参加ください。整理の都合から事前に参加申込書をご提出いただいております。くわしくは、参加を希望される会場のハローワークにお問い合わせください。

開催日時	開催場所	お問い合わせ先
10月24日(水) 13:30~15:30	ハローワーク 東近江 (会議室)	ハローワーク 東近江 ☎0748-22-1020
10月25日(木) 14:00~16:15	甲賀市役所 (別館会議室101)	ハローワーク 甲賀 ☎0748-62-0651
10月26日(金) 13:30~15:30	ハローワーク 草津 (会議室)	ハローワーク 草津 ☎077-562-3720

開催日時	開催場所	お問い合わせ先
10月29日(月) 13:30~15:30	滋賀県湖北 合同庁舎 (第3会議室)	ハローワーク 長浜 ☎0749-62-2030
11月1日(木) 13:30~16:00	ハローワーク 大津 (会議室)	ハローワーク 大津 ☎077-522-3773
11月2日(金) 13:30~15:30	ハローワーク 彦根 (会議室)	ハローワーク 彦根 ☎0749-22-2500

【本記事全体のお問い合わせ先】 滋賀労働局 職業安定部職業対策課 TEL: 077-526-8686

### ジョブ・カード制度と人材開発支援助成金（有期実習型訓練）説明会

- ・滋賀県地域ジョブ・カードセンターでは、ジョブ・カード制度およびジョブ・カードを活用した有期実習型訓練を実施した場合に助成を受けることができる「人材開発支援助成金」の活用について、下記のとおり、県内3か所で説明会を開催します。
- ・ジョブ・カード制度の概要や人材開発支援助成金（有期実習型訓練）の申請に係る訓練計画（訓練カリキュラム等）の作成等について説明するとともに、個別の相談も予定しています。

日時	場所	住所	地域
10月10日(水) 13:30~15:00	高島市商工会	高島市安曇川町田中89	高島
10月16日(火) 13:30~15:00	彦根商工会議所	彦根市中央町3-8	近江八幡・八日市・彦根・長浜
10月17日(水) 13:30~15:00	コラボしが21	大津市打出浜2-1	大津・草津・守山・甲賀

- ・地域にこだわらず、ご参加しやすい日時、会場にお越しいただいても結構です。
- ・参加申し込み等詳しいことは、下記にご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

滋賀県地域ジョブ・カードセンター TEL: 077-511-1460 FAX: 077-523-3677  
 滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター TEL: 0749-64-3001 FAX: 0749-62-8001

## 滋賀のイクボスプロジェクト

長時間労働や企業の人材確保が全国的な問題として取り上げられる昨今、働く場における女性の活躍がますます重要なものとなっています。

そういった中、働く場で女性活躍を進めるために、経営者や実際に職場のマネジメントを行う管理職の皆様による「イクボス」の取組が広がっています。

本講座では、経営者や管理職の皆様にイクボスになっていただけるよう、トップの意識改革の必要性をお伝えする講演会と実践のためのツールを学ぶ研修会を行います。

※イクボスとは？

職場で共に働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理職）

### 【講演会】“地域で一番働きたい会社”にするためのイクボスセミナー

開催日時：平成30年10月25日（木）14:00～16:00  
 会場：草津市立市民交流プラザ 大会議室  
 定員：50名程度  
 講師：篠田厚志（NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長）  
 受講料：無料  
 対象：経営者、役員、管理職など  
 応募方法：FAX、電話、メール  
 【会社名、役職、お名前、電話・FAX番号、メール、参加者数合計】  
 しめきり：10月22日（月）16:00まで

### 【研修会】イクボス・働き方改革推進！キーパーソン養成研修会

開催日時：平成30年11月14日（水）10:00～17:00  
 会場：ウイングプラザ（JR栗東駅前）  
 定員：50社程度（1～2名程度/社）  
 講師：天野 勉（NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 副理事長）  
 受講料：無料  
 対象：経営者、人事担当者など  
 応募方法：FAX、電話、メール  
 【会社名、役職、お名前、電話・FAX番号、メール、参加者数合計】  
 しめきり：11月12日（月）16:00まで

【お問い合わせ先】（滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 委託事業所）

NPO法人ファザーリング・ジャパン関西（担当：島津）

TEL・FAX：06-6949-8846（平日10時～16時） E-mail：info@fjkansai.jp

## くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得しませんか？

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が**101人以上**の企業には、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・労働者への周知が義務付けられています（100人以下の企業は努力義務）。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができ、この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」です。平成30年3月末時点で、全国で2,878社、滋賀県で45社が認定を受けています。

さらに、くるみん認定企業のうち、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、より高い水準の取組を行った企業が申請により厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができ、この認定を受けた企業の証が「プラチナくるみんマーク」です。平成30年3月末時点で、全国で195社、滋賀県で2社が認定を受けています。

認定を受けた企業は、「くるみんマーク」、「プラチナくるみんマーク」を商品、広告、求人広告等に表示し、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。加えて認定企業は、公共調達において加点評価されることがあります。

事業所の皆様におかれましては、くるみん認定・プラチナくるみん認定取得に向けた取組を進めましょう。

URL：[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/kurumin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)



【申請先・お問い合わせ先】滋賀労働局雇用環境・均等室  
 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階  
 TEL：077-523-1190

## 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！ ～ご存じですか？「ユースエール認定制度」～

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

認定基準をクリアして、ユースエール認定企業として認定されると、以下の支援を受けることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。



<認定マーク>

- ハローワークなどで重点的PRを実施
- 労働局主催の就職面接会 などへの優先的な参加が可能
- その他、自社の広告などへの認定マークの使用、若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算、日本政策金融公庫の低利融資、公共調達における加点評価

認定基準など、詳しくは「若者雇用促進総合サイト」をご覧ください！

若者雇用促進総合サイト 検索



【お問い合わせ先】 滋賀労働局 職業安定部職業安定課  
〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階 TEL：077-526-8609

## 新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ

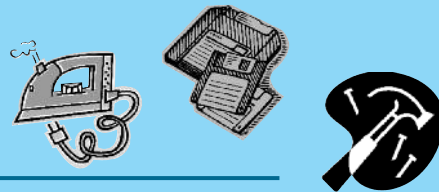
- ◇応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力を基準とした公正な採用選考をお願いします。
- ◇9月16日は新規高等学校卒業予定者の採用選考開始日です。
- ◇応募書類は「近畿高等学校統一用紙」を使用しましょう。
- ◇平成28年12月 部落差別解消推進法が施行されました。
- ◇採用選考時に本籍・出生地などの本人に責任のない事項を把握することや、身元調査を行うことは、就職差別につながるおそれがあります。



厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

事業主の皆様へ

## 内職求人 を掲載しませんか



滋賀県では、毎月2回、内職求人情報誌を発行しています。

求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【発行日】 毎月1日と16日（※1月1日と8月16日を除く）

【配布場所】 県内ハローワーク、各市町、関係団体等

☑県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/naisyoku/naisyokujyouhou.html>

【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-527-0450（内職専用ダイヤル）

FAX：077-528-4873

随時募集

掲載無料



## 滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

小規模企業をはじめとする中小企業（“ちいさな企業”）は、地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしていただいております。滋賀の経済や社会が今後も発展していくためには、その主役である“ちいさな企業”の活性化が不可欠となっています。

そこで、10月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として定め、様々な関係者が連携し一体となって、情報発信や支援策、諸活動等を積極的に実施します！

### 滋賀県が実施する主な事業

#### 『滋賀のちいさな企業元気セミナー』

日時：平成30年10月23日（火）13時30分～17時

場所：ライズヴィル都賀山（守山市）

「デザイン」をテーマに、お客様の購買意欲を生み出す商品・サービスづくりに必要なデザインマインドについて学ぶセミナー。滋賀県内で活躍する中小企業の独創的な取組についても紹介します。

#### 『いきいき滋賀モノづくりセミナー in大津』

日時：平成30年10月16日（火）13時～17時

場所：コラボしが21 3F 大会議室（大津市）

「企業再生」「生き残り」を真剣に考えるモノづくり企業の経営者のためのセミナー。ビジネスチャンスにつながる交流会もあわせて開催します。

○上記の事業以外にも関係団体において、月間期間中に様々な事業を実施しますので、詳細については、滋賀県のホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

TEL：077-528-3733 FAX：077-528-4871 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp

URL：http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/ouengekkan/h30-ouengekkann.html

### 平成30年10月1日より

## 「滋賀労働局雇用保険電子申請事務センター」を設置します。

滋賀県内の各ハローワークで行っている、雇用保険被保険者関係（取得届、喪失届、離職票交付等）及び雇用保険継続給付関係（高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）の電子申請手続きの事務処理の迅速化・効率化を図るため、平成30年10月1日から雇用保険電子申請の事務処理（申請受理から審査・決定まで）を滋賀労働局雇用保険電子申請事務センターで集中化して行います。

雇用保険関係届出のほとんどが電子申請により届出をすることができます。電子申請をご利用いただくと、

- 24時間、365日いつでも申請可能！
- 個人情報の持ち運びが不要！
- 時間とコストをかけずに申請できます！
- チェック機能があるので、記入ミスを防止できます！

### 電子申請アドバイザーを派遣しています！

滋賀労働局では電子申請アドバイザーを個別の企業に派遣し、雇用保険電子申請の導入に当たったの相談、パソコンの設定から実際の申請支援まで電子申請に関する相談、支援を行っています。派遣のご希望がありましたら、ハローワークまたは、滋賀労働局にご連絡ください！（無料です。）

【お問い合わせ先】

滋賀労働局雇用保険電子申請事務センター  
〒520-0806

滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎2階

TEL：077-526-7557 FAX：077-526-7838

開庁日・時間：平日8:30～17:15（土日祝祭日、年末年始を除く）



## 中小企業の事業活動を担う人材育成のために

『中小企業人材育成プランナー』が人材育成に関する相談や企業ニーズに合った研修などを実施しています。



### 人材育成の相談

- 研修実施のアドバイス
- 社内研修の講師紹介
- 社外研修の情報提供



### 中小企業を応援します！

### 社外研修の実施

- 新人～中堅社員向け研修
- コミュニケーション力強化
- 職場改善力強化

**中小企業人材育成プランナー**

公共職業能力開発施設などの情報

人材バンク（講師の紹介）

【平成30年度の研修予定】 ≪現場で働く社員を支援≫ ≪基本の力を伸ばす≫ ≪受講は無料≫

研修名	開催場所	受講対象者	定員	時期	
				募集	研修日
第1回 ビジネスの基本力 (2日間研修)	守山市 (守山市民ホール)	新人 5年程度	25	8月 9月	9月20日(木) ～21日(金)
第2回 現場の基本力	東近江市 (愛東コミュニティセンター)	若手 中堅 リーダー	25	9月 10月	10月31日(水)
第3回 ビジネスの実践力 (2日間研修)	米原市 (米原市米原公民館)	基本スキル をマスター した方	25	10月 11月	12月 5日(水) ～6日(木)
第4回 現場の基本力	甲賀市 (サントピア水口)	若手 中堅 リーダー	25	12月 1月	2月13日(水)

ビジネスの基本力・実践力 (2日間研修)	現場の基本力
○ビジネスマナーとコミュニケーションで力を発揮するためのスキルを習得 ・接遇の基本 ・ビジネス会話の基本 ・電話応対、来客応対 ・報道相のコツ ・コミュニケーションタイプ別対応法 ・アサーティブコミュニケーション ※第1回：基本スキル 第3回：上記基本スキルをベースとした実践スキル（アサーティブ、社内メンター、ファシリテーション等）	○「5S」の考え方や手法を分かりやすく解説し、職場環境改善の姿勢や基本スキルを習得 ・「5S」とは ・「5S」実践スキルとキーポイント ・「5S」を上手に進める方法 ・職場改善プラン ※「5S」とは改善のための手法で、整理・整頓・清掃・清潔・しつづけの頭文字をとったものです

各研修会の案内は本校ホームページに順次掲載します。  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/#tyusyo>  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/#tyusyo>  
 kigyoujinzaikusei  
 （「滋賀県立高等技術専門学校」で検索、ホームページ左側の「中小企業人材育成促進事業」をクリック）

【お問い合わせ先】 滋賀県立高等技術専門学校 草津校舎（テクノカレッジ草津）  
 TEL：077-564-3296

## ポリテクセンター滋賀を活用した社員教育で生産性UP！！

### 高度な技能・技術の習得 (在職者訓練)

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

#### ○主な訓練分野

- 【機械系】
  - ・機械設計 ・機械加工
  - ・溶接加工
- 【電気・電子系】
  - ・電子回路設計
  - ・電気設備保全
  - ・IoT技術の活用
- 【居住系】
  - ・建築設計 ・建築製図
  - ・施工管理

### 生産性向上に必要な知識等の習得 (生産性向上支援訓練)

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoT、クラウドの活用”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

#### ○主な訓練分野

- 【生産・業務プロセスの改善】
  - ・生産管理 ・品質管理
  - ・流通・物流
  - ・IoT活用によるビジネス展開
  - ・クラウド活用入門
- 【横断的課題】
  - ・組織マネジメント
- 【売上げ増加】
  - ・マーケティング

### 基礎的ITリテラシーの習得 (基礎的ITセミナー)

第4次産業革命による技術革新に対応するために、中小企業や製造現場等で働く人を対象としたITの活用や情報セキュリティなどの基礎的なITリテラシー習得のための訓練コースを、民間機関等を活用して実施します。

#### ○主な訓練分野

- 【IT理解】
  - ・新技術動向 ・業務のIT化
- 【ITスキル・活用】
  - ・表計算 ・文書作成
  - ・ホームページ
- 【IT倫理】
  - ・コンプライアンス
  - ・情報セキュリティ

### 職業訓練指導員の派遣 施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない」「研修したいが機械を止められない」「研修場所がない」といった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の機構施設・設備（会議室、実習場及び訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。

ポリテクセンター滋賀では「生産性向上人材育成支援センター」を設置し、企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた社内研修の提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

【お問い合わせ先】 ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター TEL：077-537-1176 FAX：077-537-1215

労働委員会  
だより

# 雇用のトラブルまず「相談」！次に「あっせん」を！

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(労働相談・あっせん)周知月間」です！～

## あっせん制度とは？

労働委員会では、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるよう、お手伝いする「あっせん制度」を設けています。

## あっせんの対象は？

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。

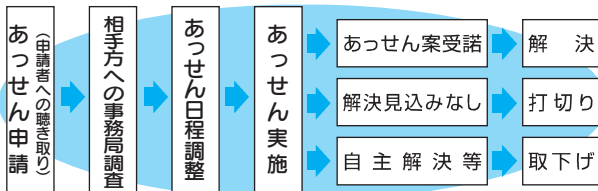


(労働者)  
・最初に示された労働条件が実際の状況と違う。  
・セクハラやパワハラを受けた。



(使用者)  
・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。  
・社員から高額な退職金を要求された。

## あっせんの流れは？



## 申請方法は？

あっせん申請書を郵送もしくは事務局へご持参ください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードできます。

※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。

## 事例の紹介

### ◇ボーナス減額によるトラブル

Aさんはパートタイム労働者ですが、ボーナスが支給されていました。ところが突然ボーナスが減額されたため上司に理由を尋ねたところ、今まで問題にされなかったAさんの家庭事情による遅刻、早退、休暇取得実績が考慮されたとのことでした。Aさんは、会社の不誠実な対応について謝罪を求めため、あっせんを申請しました。

一方、会社は、ボーナス減額の決定経緯に問題はないと考えていました。

あっせんの場合、あっせん員が間に入り、両者から丁寧に事情や経緯を聴き取りました。あっせん員は、Aさんから、会社による謝罪を受けることにより本件に区切りをつけ前に進みたいとの気持ちを聴きだしました。また会社側から、ボーナス減額の決定経緯に問題はないものの、Aさんに対して納得してもらえようような説明が尽くせていなかったことについては謝罪する考えがあることを聴きだしました。

その結果、文書にはしないものの、会社の謝罪をもって両者は本件について円満に解決することで合意しました。

(実際の事例をもとに内容を一部変更しています。)

☆中央労働委員会ホームページ

「労働紛争の調整事例と解説」にも

あっせん事例が多数掲載されています。

[http://www.mhlw.go.jp/churoi/chyousei\\_jirei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/churoi/chyousei_jirei/index.html)

毎月、原則として第4金曜日には、  
「月例労働相談」も開催！  
開催時間：14:45～

滋賀県労働委員会ホームページへアクセス！

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

## 無料労働相談会を開催します！

★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三者一組で丁寧に相談に応じます。

★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日(10/14、21の相談は直前の金曜日)の17時までにお申込ください。

開催日	時間	会場	所在地
10/5 (金)	13:00 ～16:00	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/14 (日)	13:00 ～16:00	滋賀県男女共同参画 センター2階 研修室A	近江八幡市 鷹飼町80-4
10/21 (日)	13:00 ～16:00	滋賀県消費生活センター 2階会議室	彦根市 元町4-1
10/23 (火)	17:30 ～20:00	草津市市民交流プラザ 5階小会議室5	草津市 野路1-15-5
10/26 (金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1

【お問い合わせ先】 滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 (県庁東館5階) TEL：077-528-4472

労働相談 Q & A

テーマ

『就業規則について』

就業規則という言葉をお聴かされたことは誰しもあるでしょう。労働基準法第89条では、常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、行政官庁(労働基準監督署長)に届け出ることとされています。ところが、自分の職場の就業規則はと問われた場合、『そう言えば、うちにもあったよなあ〜!』というくらいの意識が一般的な労働者・使用者のスタンスかも知れません。今回は基本でありながら、見過ごされがちな就業規則についての質問にお答えします。

質問

労働基準法第89条1～10号に規定されている就業規則は、使用者が遵法・公序良俗に反しない内容で、適切に定めれば良いのですね。

回答

就業規則に記載する事項には、必ず記載しなければならない事項(絶対的の必要記載事項)<sup>(注)</sup>と該当する制度がある場合に記載しなければならない事項(相対的の必要記載事項)<sup>(注)</sup>があります。諸法規に反しないこと・公序良俗に反しないことは当然ですが、同法第90条1項において『使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、...ない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。』、また同条2項において『使用者は、前条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。』とされています。この「意見を聴く」とは「同意を得る」ことではなく「意見を聴取する」ことと考えられていますが、使用者が一方的に就業規則を作ることはできません。また労働契約法第9条において、『使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に...労働条件を変更することはできない。...』とあるように、労働者の不利益になる場合は一方的に変更することもできません。

(注) 絶対的の必要記載事項には始業および終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替制の場合には就業時転換に関する事項、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期、昇給に関する事項、退職に関する事項(解雇の事由を含む)(同法第89条1号から3号まで)、相対的の必要記載事項には退職手当、臨時の賃金・最低賃金額、安全衛生、災害補償等(同法第89条3の2号から10号まで)が該当します。

質問

職場には就業規則があると聞いていますが、見たことがありません。

回答

せっかく就業規則が作成されていても、役員や管理職だけが持っているなど、従業員が読むことができず、内容が伝わってなければ意味がありません。労働基準法第106条の「法令等の周知義務」に、『使用者は...就業規則...を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付すること...によつて、労働者に周知させなければならない。』<sup>(注)</sup>と定められています。

(注) パソコン等の電子機器等を使用して周知することも認められています。

以上のように、就業規則は届出・意見聴取・周知をしなければなりません。労使双方が就業規則を遵守し、働きやすい職場作りに役立たせることが求められているのです。

仮に、使用者が従業員を懲戒処分しようとするケースが発生した場合には、その事由と手段は就業規則に拘束されることとなります。

手頃な掛金で火災・地震・風水害・雪害など幅広くカバー



全労済の

# 住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

ZENROSAI NEWS

広告

2518B002

滋賀県条例の自転車賠償に備えるには  
個人賠償責任共済をご活用ください

保障のことなら

全労済

全労済は、豊利を目的とし、ない保障の生産として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただく組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

<お問い合わせ先> **全労済 滋賀推進本部** (滋賀県労働者共済生活協同組合) 大津支所 〒520-0801 大津市におの浜4-5-1 TEL 077-524-6031 彦根支所 〒522-0074 彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F TEL 0749-24-6605

【営業時間】 9:00~17:00 【休日】 土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3)

## 労務管理セミナーのご案内

### 職場のハラスメント基礎講座

～しない！させない！ ハラスメントの予防と対応～



ハラスメントは社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げとなり、労働者と企業の双方に悪影響を与えかねない問題です。

本セミナーでは、ハラスメントのない風通しのよい職場づくりを目指して、ハラスメントの基礎知識と予防策、万が一起こってしまった場合の対応策について、具体例を交えながら解説します。

- 開催日** 平成30年11月5日(月) 13:30～15:30 (受付13:10～)
- 場 所** 滋賀県庁 新館7階 大会議室 (大津市京町四丁目1-1)
- 講 師** 公益財団法人21世紀職業財団 客員講師 中崎 郁子 氏

参加費  
無 料

**参加対象** 企業のハラスメント相談担当者、人事労務担当者、管理職 等

**定 員** 100人 (先着順)

**申込方法** タイトル「労務管理セミナー」とし、事業所名、住所、所属部署名、氏名、連絡先電話番号およびFAX番号を記載のうえ、下記の申込先までFAXまたは郵送で送付してください。

**その 他** 会場へは公共交通機関をご利用の上、お越し願います。

【お問い合わせ・申込先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873

## 平成30年度 滋賀地方安全衛生大会 の お知らせ

**【日 時】** 平成30年10月3日(水) 13:30～16:30

**【場 所】** 近江八幡市文化会館  
近江八幡市出町366

### 【大会内容】

- ◎ 特別講演 潜在脳力を高め 目指せゼロ災害 ～見えてるつもりで潜む危険～  
**【講師】** 川谷 潤太 (かわたに じゅんた) 氏  
ポテンシャルアップトレーナー
- ◎ 労働安全衛生活動事例発表 『社員の健康増進活動』－健康道場の取組－  
京セラ(株)滋賀八日市工場
- ◎ 心とからだの滋賀健康まつり

### 参加申込方法について

滋賀地方安全衛生大会への参加は事前申込みが必要です。【参加費無料】

以下のいずれかの方法でお申込み下さい。

- ①所属事業場経由にて滋賀労働基準協会管轄支部への申込み
- ②滋賀労働基準協会ホームページ (<http://shigarouki.or.jp>) の大会申込フォームより申込み

### 【お問い合わせ先】

公益社団法人 滋賀労働基準協会  
TEL : 077-522-1786

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL : 077-528-3751 FAX:077-528-4873  
URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/>  
E-mail : [fe00@pref.shiga.lg.jp](mailto:fe00@pref.shiga.lg.jp)